

第 37 回グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証 認証委員会 議事要旨

グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証委員会事務局

日時：令和 5 年 10 月 13 日（金）10:30～11:30

場所：オンライン開催

出席委員：秋澤委員長、浅野委員、芦名委員、伊原委員、村井委員（50 音順）

1. 挨拶

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課
再生可能エネルギー推進室長から挨拶。

2. 改正省エネ法施行に伴う本制度における対応事項の事前説明（資料 1）

（事務局）

～資料 1 について説明。～

省エネ法改正に伴い、2024 年度の省エネ法定期報告から本制度にて認証された削減相当量（tCO₂）に紐づくエネルギー量（kWh・GJ）も定期報告の対象となる。そのため、第 36 回認証委員会にて、当該エネルギー量を「認証通知書」「償却通知書」へ併記することすでに承認いただいている。今回の第 37 回認証委員会においては、認証通知書および償却通知書に併記する、削減相当量（tCO₂）に紐づくエネルギー量（kWh・GJ）への換算方法を説明させて頂く。換算方法の対応方針は、J-クレジット制度におけるクレジット量に紐づくエネルギー量（kWh・GJ）への換算方法と平仄を合わせる。なお、「認証する削減相当量に紐づくエネルギー量（kWh・GJ）」については、認証通知書への併記に加え、認証認証委員会「申請一覧」資料への記載および本事業のホームページ「認証一覧」ページ中、過去の委員会における認証分も含めてエネルギー量の情報を公開する。

（浅野委員）換算方法について異議はなし。特定事業者のうち、エネルギー量紐づけをする事業者数はどのくらいか？

（事務局）例年の償却量は 30 事業者程度。

（秋澤委員長）木質バイオマス熱電供給の二酸化炭素排出係数は、J-クレジットで定めている値か？熱電供給の場合、装置より熱と電力の比率が異なる。本制度ではそれぞれ値を算出している認識であり、案件ごとに排出係数の値にばらつきが出る認識だが相違ないか？

（事務局）本資料に記載の数字はあくまで一例である。実際の申請における係数は、本制度で定めるデフォルト値より、申請される設備の代替しうる設備や燃料によって

用いる二酸化炭素排出係数を決定しており、事業者・検証機関・事務局の3者にて、確認済みの値を用いている。

(秋澤委員長) 本日も欠席の山井委員より、書面にて承認との回答をいただいているため、運営規則の規定に則り、審議に反映させて頂く。

3. 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度におけるグリーン証書の扱いの見直しと経過措置について(資料2)

(事務局)

～資料2について説明。～

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度において、昨年12月の「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会中間とりまとめ」をもって、グリーン電力証書・熱証書の扱いが、令和6年度の排出量報告より「他社から供給された電気または熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を上限に控除できる」と見直す方針が決定された。そのため、今後電気事業者の排出係数調整において、グリーン熱証書は使用不可となる。また、これまで一律であった熱供給事業者排出係数について、事業者毎の排出係数が令和6年度から導入されることにより、熱供給事業者の排出係数の調整においてグリーン熱証書の活用が可能となる。ただし、電力を熱に変換している事業者は、「他人から供給された電気の使用に伴って排出された二酸化炭素の量」を上限に、グリーン電力証書又はグリーン熱証書を用いた排出係数調整が可能となる。熱供給事業者による基礎排出係数・調整後排出係数の算定・報告・公表スケジュールについて、X年度の排出量算定に用いる熱供給事業者の排出係数は、X-1年度の情報を用い、経済産業省・環境省への報告はX年度の2月末までとすることを予定している。

なお、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度に使う、当制度での削減相当量認証における混乱を避けるため、経過措置として、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度側と調整し、グリーン電力・熱証書につき、2023年度の認証委員会までに認証された削減相当量は、特定排出者の排出量報告及び電気事業者の排出係数調整において、従前の通り使用可能とする方針。経過措置対象であるか否かの判断は、グリーンエネルギーCO2削減相当量に付番されるシリアル番号から判断される。

(一同) 説明内容に関して異議なし。

(秋澤委員長) 本日も欠席の山井委員より、書面にて承認との回答をいただいているため、運営規則の規定に則り、審議に反映させて頂く。

4. グリーンエネルギーCO2削減計画変更申請 関係について(資料3-1～3-3)

事務局から資料3-1～3-3に基づき、グリーンエネルギーCO2削減計画変更申請

関係について説明し、承認いただいた。

(一同) 説明内容に関して異議なし。

(秋澤委員長) 本日も欠席の山井委員より、書面にて承認との回答をいただいているため、運営規則の規定に則り、審議に反映させて頂く。

5. **グリーンエネルギーCO2削減相当量認証申請 関係について (資料4-1~4-3)**
事務局から資料4-1~4-3に基づき、グリーンエネルギーCO2削減相当量認証申請関係について説明し、承認いただいた。

(伊原委員) 年次の申請件数推移はどのようなものか？

(事務局) 年間の申請件数は、6月の初回が最も多いのは例年の傾向である。

今年度を昨年度と比較すると、6月の件数は微増、10月の件数は減少している。

(一同) その他説明内容に関して異議なし。

(秋澤委員長) 本日も欠席の山井委員より、書面にて承認との回答をいただいているため、運営規則の規定に則り、審議に反映させて頂く。

6. **グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度の運営規則変更について (資料5)**

(事務局)

～資料5について説明。～

グリーンエネルギー証書認証機関 (JQA) において、グリーン熱認証基準を改定予定であり、「木質バイオマス熱利用施設」「木質バイオマス蒸気供給施設」は、「バイオマス熱供給施設」として包括的に統合される予定。これにより、木質バイオマス以外の食品残渣などの他バイオマスにおける認定へも対応可能となる。

これに伴い、本制度においても「バイオマス熱供給施設」を方法論として運営規則へ追加することを提案する。また、「バイオマス熱供給施設」に統合した場合のデフォルト値について、事務局にて調査検討中であり、専門委員会で審議・承認頂く予定である。

(浅野委員) 説明内容に関して異議なし。

実態として、木質バイオマス以外燃料の案件があるのか？

(事務局) これまでは本制度・グリーン熱証書においても申請を受けていなかったが、今回、木質以外のバイオマス燃料を使用する設備をグリーン熱証書の方で申請したい旨事業者からJQAへ問い合わせがあり、その後JQAより弊事務局へ本制度における方法論追加依頼を受けた。

(村井委員) バイオマスの場合、石炭やアンモニア等の化石燃料を混焼している場合

があるが、その場合の混入率は、CO2 削減相当量に勘案されているのか？

（事務局）原則、本制度においてはグリーンエネルギー証書と平仄を取っており、バイオマス比率を加味した CO2 削減量を認証している。

（一同）その他説明内容に関して異議なし。

（秋澤委員長）本日も欠席の山井委員より、書面にて承認との回答をいただいているため、運営規則の規定に則り、審議に反映させて頂く。

7. グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度 今後のスケジュールについて（資料6）

事務局から資料6に基づき、今後のスケジュールについて説明。

以上